

NAFTA発効後のメキシコ農業

—大規模農家に傾斜した農業支持と小農の移民流出—

主席研究員 阮 蔚 (Ruan Wei)

〔要 旨〕

- 1 農産物を含め「例外なき完全自由化」を目指すNAFTAへの参加によって、メキシコは一連の大胆な市場化改革を実施した。改革は、農業補助金のカット、国営食糧公社の解体、農業支持政策の価格支持から直接支払いへの転換、貿易と直接投資を阻む障壁の撤廃、企業参入を促す農地改革などに及んだ。
- 2 市場化改革の結果、メキシコの農業は穀物等の輸入が急増したが、農業の基盤は維持され、トマトなど労働集約的農産物の輸出はむしろ拡大した。同時に、主食のトウモロコシも増産できた。農業生産分野は全体としてNAFTA参加の激変に耐え抜いたことになる。これは、農業生産に最も重要な役割を果たしている大規模生産者に大部分の支持措置が集中したためである。一つの政策で、経済効率（大規模農家への傾斜）と社会公平（零細農家への傾斜）の二つの目的を同時に達成することが難しいことを示している。
- 3 実質的に切り捨てられた多数の零細農家は、不法を含め米国への移民に流出した。移民者数は人口の約10%にも匹敵する規模となり、移民の送金は農村の貧困削減に大きな役割を果たした。小農たちは自助努力で農業自由化に対処した形になるが、同時に、NAFTAは貿易と投資の自由化だけでなく、労働力の越境移動をも実現させた最初のFTAとなった。
- 4 農地集中と企業参入を促す農地改革も実施された。しかし、農業を離れ、村を離れたとしても、外での地位は不安定であるため、農民は安易に自分の所有する農地を手放さず、農地の集中は期待通りに進まなかった。
- 5 農業生産分野ではなく、農産物の流通・加工等の分野に米国系多国籍企業が多数投資している。これは、前者は相対的にリスクが高く、後者は相対的に利益が高いことを示唆している。また、投資したこれらの分野に強い自国企業が多く存在しない場合、投資国企業による寡占的状态が形成されやすいことをも示している。

目 次

はじめに

1 NAFTA締結と全面的市場化の農政改革

- (1) メキシコのNAFTA締結の背景
- (2) 価格支持制度の廃止と国営食糧公社の解体
- (3) 農地集中と企業参入促進のための農地改革
- (4) 直接支払政策（PROCAMPO）等の導入

2 大規模農家の優遇と零細農家の自助努力

- (1) 支持政策の大規模農家への傾斜
- (2) 小農の自助努力としての労働力移転

3 貿易・投資自由化による農業の変化

- (1) 農産物貿易自由化とトウモロコシ増産
- (2) 直接投資の増加とその利害

むすび

はじめに

NAFTAは二つの先進国と一つの途上国を対等に扱う最初の協定であり、またこれまでのFTAのなかで農産物を含む貿易と投資の全面的自由化にかかわる最も広範な地域間協定である。それゆえにNAFTAが今、日本にとって大きなテーマとなっているTPPに最も近いとみなされるのである。

メキシコは、農業、工業、金融等ほぼ全ての経済分野において、その発展水準がNAFTA加盟国の米国とカナダに比べ大きく遅れをとっている。農業分野では、生産技術や農家の経営規模など農業生産の諸要素、政府による農業支持の水準等において、米国とカナダにはるかに及ばないのである。それでも「例外なき完全自由化」を迫られた。メキシコの最も重要な農産物であるトウモロコシを例にして見てみよう。

トウモロコシはメキシコの主食で、食料安保の問題があるうえに、また多くの先住民が伝統的に零細規模で栽培し、先住民の

アイデンティティないしメキシコの国づくりにかかわるセンシティブな作物である。しかし、NAFTAでは、トウモロコシも15年間という長期の猶予期間を設けられたとはいえ、最終的には完全自由化された。自由化後のライバルは世界最大のトウモロコシ生産国で最強の競争力を持つ米国であった。

メキシコのなかでは当初、NAFTAを締結したらメキシコのトウモロコシ生産及び多数の零細農家に壊滅的な打撃をもたらすのではないかと反対の声も強かった。それでも、当時のサリナス大統領はNAFTAがメキシコの市場改革遂行の制度的保障になると主張し、「メキシコが世界のトップクラスの国としての地位を達成するための最善の方法だ」という言葉を残して、NAFTAへの加盟を決断した。

メキシコはTPPの交渉にも参加しているが、メキシコ国内ではTPPをめぐる議論はほとんどない。2013年2月にこの点をグアダハラ大学の教授に質問すると、「すでに最も厳しいNAFTAに参加しているから、もう恐れるものはない」という答えであっ

た。NAFTAのインパクトの大きさを象徴していよう。

NAFTAが発効して20年を迎えようとしている。厳しいNAFTAの環境の下でメキシコの農業と農家はどう生き残ってきたのか。これを解明するために、本稿はまずメキシコ農政の市場化改革を概観し、次にこの農政改革によるメキシコの農家と農業への影響、この影響を軽減するための大規模農家と小農の対策を分析し、合わせて穀物メジャーなど米系多国籍農産企業のメキシコ進出による影響を指摘する。最後に、NAFTAと共通性の高いTPPにも若干の考察を加えたい。

1 NAFTA締結と全面的市場化の農政改革

(1) メキシコのNAFTA締結の背景

メキシコは1982年に対外債務返済不能という国家破綻の危機に直面し、IMFや米国財務省、国際金融機関による巨額の救済措置を受け入れた。救済の条件として厳格な返済義務とともに、農業などへの補助金カットなど緊縮財政や公的企業の民営化、貿易と直接投資を阻む障壁の撤廃、内外企業の無差別的な取り扱いなど、きわめて幅広い市場化改革を課せられた。これら一連の新自由主義政策は後に「ワシントン・コンセンサス」とも呼ばれ、多くの途上国の改革に適用されることとなった。

メキシコは、求められた条件に従って、40年代から追求してきた国家主導の輸入代

替工業化政策を放棄し、輸出振興型市場化政策へと経済開発路線を大きく転換した。債務救済の条件というやむを得ない面があったものの、それまで数十年間実施してきた国内産業保護的な開発政策は、重い財政負担、汚職、資源配分の不公平、非効率などの問題が深刻になり、メキシコサイドからみても、効率性の向上に向けて制度的改革をせざるを得ない面も大きかった。メキシコのこの新自由主義政策への転換を決定的なものにしたのは、94年1月に発足したNAFTAへの参加である。

NAFTAへの参加によって、メキシコは国内要因による市場化改革の停止や後退の道を閉ざされ、市場改革に向かわざるを得なくなった。実際にメキシコは、NAFTA発効直後の95年に、82年と同じパターンで規模が拡大した債務危機を経験した。IMFや世銀、米国財務省等による救済額は82年の870億ドルから倍近くの1,700億ドルに上った。その救済策の条件として、より一層の緊縮財政と徹底的な自由化改革を実施せざるを得なかった。その結果、95年には約100万人とも言われる失業者の発生やGDPが前年より6.2%も減少する深刻なマイナス成長に襲われた。にもかかわらず、メキシコ政府はNAFTAで約束した市場化改革はストップすることなく予定通りに進めた。

いわば、80年代の救済策の条件となる市場化改革がタイムテーブルのない断片的なものであったとすれば、NAFTA締結後の市場化改革はタイムリミットのある後退できない抜本制度改革となった。

(2) 価格支持制度の廃止と国営食糧公社の解体

メキシコが取り組んだ一連の大胆な市場化改革のなかで、農業分野については、農業への財政支出の大幅カット、規模拡大と企業の参入を促す農地改革（メキシコ革命以来の伝統である共同体農場エヒードの解体）、従来の農産物の価格支持政策から直接支払いへの転換、高関税や輸入許可制等の国境措置の撤廃などがある。

農業部門への歳出は1980年代から90年代にかけ一貫して縮小され、特に95年の金融危機の直後は前年比50%減と極めて大幅な削減となった。中央政府の財政支出に占める農林水産業部門の比率は90年の11.1%から95年の4.7%へと短期間に激減し、04年にはさらに3.1%まで低下した。^(注1)

メキシコでは、30年代以降、都市化が急速に進む一方、農業生産、貯蔵・輸送インフラ能力の不足により、都市部では慢性的食料不足と価格高騰に見舞われた。^(注2)これは、40年代から追求してきた輸入代替工業化政策に欠かせない工場労働者の賃金抑制によって大きな打撃となり、その観点から都市住民への安価な食料の安定供給という目的が改めて農業に求められた。また、輸入代替工業化の推進に必要な外貨獲得は農業にも求められた。

それに対処するために、メキシコ政府は、灌漑設備や貯蔵・輸送等のインフラ構築のための投資、農産物品種と生産技術の改良と普及、農村向け金融、トウモロコシ等主要農産物の価格安定化のための保証価格制

度（1953年から）、輸入農産物への高関税など、積極的な農業への支持政策、保護政策を採った。その結果、メキシコは40年代から自給自足ができるようになり、60年代になると数年間ではあるが、トウモロコシの輸出の実績もあげたのであった。

しかし、90年代からの市場化改革は、こうした農業政策を真っ向から否定するものであった。そのなかで、灌漑施設や農業研究・普及、農村金融支援等は大幅に削減され、さらに、農産品の保証価格の引下げや撤廃など、支持政策も全面的に見直された。同時に、国営食糧公社（CONASUPO）も解体のプロセスに入った。CONASUPOは、主要農産物の安定供給と価格安定化に対する政府の介入と保護政策を全面的に実施する公的企業として、65年に設立された。^(注3) CONASUPOが保証価格で買い付ける品目は、トウモロコシやフリホール豆、小麦、コメなど12品目の主要農産物にわたり、その輸送・貯蔵・加工・販売・輸入の流通の全段階を担い、また低い価格で低所得世帯に食料を供給した。農業保護とともに貧困層扶助を目的とした組織でもあった。81年におけるCONASUPOの生産者補助金額は、最大の生産物であるトウモロコシの総生産額の66%に相当する規模になった。^(注4)

CONASUPOは既に82年以降、次第に活動を縮小し、89年にトウモロコシとフリホール豆を除く10品目の保証価格を廃止し、さらに99年にトウモロコシの保証価格を撤廃するとともに、CONASUPOも解体された。

メキシコの農業保護政策の抜本的改革の

一環であるこのCONASUPOの解体は、NAFTA参加という外圧によるところが大きい。50年代からの主要農作物への手厚い価格支持政策は財政的にも限界に達しており、改革は不可避だった面もあった。CONASUPOの最大の受益者が南部の零細農民ではなく北部の大農場だったこと等、価格支持政策は既得権益化され、それをめぐる汚職も深刻化していた。メキシコ政府内部でも改革を求める声は高まっていたのである。

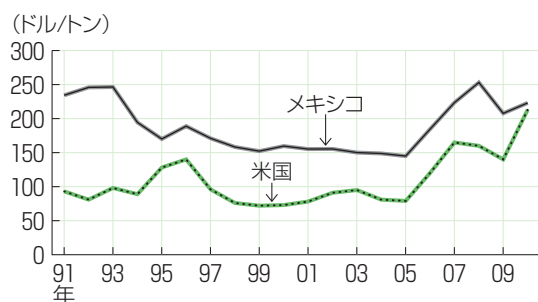
この保証価格の引下げにNAFTA締結による関税と非関税措置の撤廃が加わり、その結果、農産物の輸入が増加し、国内の農産物価格は大幅に下落した。たとえば、メキシコのトウモロコシ生産者価格（トン当たり）は、93年の247ドルから94年の194ドル、95年の170ドルへと2年間で31%下落した（第1図）。大豆価格も91～95年の間に45.3%も下がった（第2図）。いうまでもなく、こうした価格低下は消費者に恩恵をもたらす一方、生産者に大きな打撃となった。

（注1）田中（2007，p40）

（注2）谷（2011，p207）

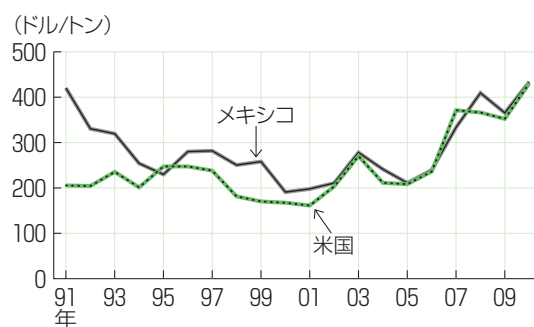
（注3）Yunez Naude（2003，p2）

第1図 メキシコと米国のトウモロコシ生産者価格



資料 FAO統計データベース(FAOSTAT)から作成

第2図 メキシコと米国の大豆生産者価格



資料 第1図に同じ

（注4）UNCTAD（2013，p73）

（3）農地集中と企業参入促進のための 農地改革

メキシコの一連の新自由主義改革のなかで、農地集中と企業参入を促す農地制度改革も象徴的な意味を持つ。

メキシコ近代史のなかで、メキシコ革命（1910～17年）の結果である1917革命憲法はシンボリックな存在であった。メキシコ革命は土地なし農民と零細農民が主体となる農地解放運動の側面があったため、農地改革は革命憲法（1917年制定）のなかで重要な地位を占めている。革命憲法27条では、農地の私有面積に制限を加え、それを超える分を政府が収用して、その利用権を農民に再分配することを定めていた。この場合の分配は個人ではなく、エヒードという共同体農場に分配するのである。最小20名の農民が集まって共同体農場のエヒードを作り、共同でエヒードの分配地を耕作する場合もあるが、大半の場合はエヒードの構成員である各農民の分割地に分割されて個別に耕作される。ただ、エヒード分割地の所有権

は国家に帰属し、相続以外に、土地の私有、^(注5) 売買、賃貸、担保化は禁止されていた。

メキシコ革命憲法が制定される前の1905年に、メキシコの土地所有は、人口の0.2%しか占めない8,431人の大地主（アセnder）が実に87%の土地を所有するという極めて偏ったものであった。一方、土地なし農民（ペオン）は320万人に上り、人口の91%を占めていた。1917年から91年までの間、国土面積の約半分にのぼる1億haの農地（耕地、牧草地、山林を含む）はエヒードを形成する380万人の農民に再配分された。これによってメキシコは、ラテンアメリカのなかで大土地所有を最も緩和した国となった。^(注6)

しかし、集中の程度は改善されたとはいえ、依然として大土地所有対零細農家という二重構造が継続していたことは事実である。例えば、農地改革から60年以上たった81年（81年メキシコ農業センサス）に、2ha以下の農業経営体は全経営体の34.0%を占めるが、全農地面積に占める割合は1.7%しかなく、5ha以下の農業経営体は農場経営体総数の58.8%を占めるが、全農地面積の5.7%を所有するにすぎない。一方、100ha以上の農地を有する経営体は全経営体数の2%であるが、全農地の66.1%を占め、2,500ha以上の農地を有する経営体は全経営体数の0.9%しかないが、全農地の33.5%も占める。^(注7)

さらに、大規模農場は主として長期にわたる灌漑等インフラ投資をしてきた北部に集中し、一方、小農は人口密度の高い天水農業を主とする南部に集中している。こう

した二重構造及び南北間の地域格差は温存されてきた。同時に、大規模農場は輸出向け商業的生産や高単収という近代的・先進的農業を行っているのに対し、零細農家は主に国内消費向け及び自給用の生産という^(注8) 伝統的・後進的農業にとどまっている。北部の大規模農場は、輸入代替工業化期のメキシコにおいて野菜や果物などの輸出による重要な外貨獲得源となっていたため、政府としては競争力のある農業を温存したのである。^(注9)

農地改革が不完全であったにもかかわらず、メキシコはNAFTAの発効に向けて、二重構造を縮小する改革を継続するのではなく、逆に効率性向上の方向にかじを取った。92年に憲法第27条が改正され、政府は農地再分配の終了（エヒード制度の終了）を宣言するとともに、エヒードについても私的所有権を確定することになった。これによってエヒード農家の土地の賃貸借や売買も合法化され、国内外の企業との合弁事業を行うことも容認された。さらに、細分化された土地の再編によって近代的農業経営や農業への外国直接投資を促すため、法人には個人に認められる25倍の規模の土地所有が許可された。^(注10) 小農の退場による農地の集中で国際競争力を高める狙いを持った農地改革であった。

しかし、憲法を改正してエヒード共有地の私有や売買が認められたにもかかわらず、現実にはエヒード構成員による土地の私有化はほとんど進まなかった。農地改革が10年経った時点で、私有化されたエヒードの

土地は依然として1%以下にすぎなかった。^(注11)

エヒードの私有化が進まなかった要因はいくつか考えられる。メキシコの先住民の間では、土地は村落共同体で所有するという伝統がある。また、米国への移民を含め村外へ出稼ぎに行った者にとって、失業などの不安も常にあるため、エヒードはいざという時に彼らの最低限の生活を保障する場としての意味合いが根強い。

エヒードの私有化が進まなかったこともあり、小農の退出による農地の集中も期待外れとなった。07年のメキシコ農業センサスによると、2ha以下の小規模経営体は依然として全経営体の44%を占めるが、その農地面積は全体の2%しかない。一方、1,000ha以上の農家数は全体の0.2%に過ぎないが、その農地面積は全体の39%を占めている（第3図）。

（注5）石井（2003a, 2003b）

（注6）OECD（2006, p140）

（注7）石井（2004）

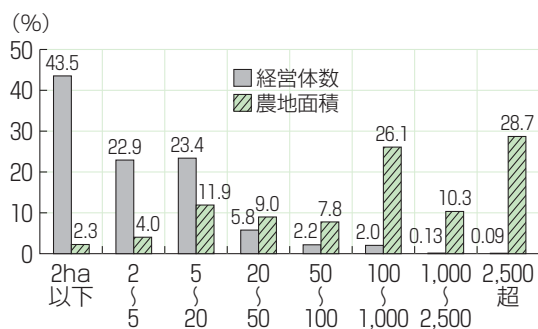
（注8）石井（2004）

（注9）石井（2003b）

（注10）石井（2002）

（注11）OECD（2006, p141）

第3図 メキシコの農業経営体数と所有農地面積の割合（2007年）



資料 2007年メキシコ農業センサス(FAO HP)から作成

（4）直接支払政策（PROCAMPO）等の導入

市場化改革を急いだメキシコは、保護政策の撤廃や貿易・投資の自由化による農業への影響を緩和するために、93年に、ウルグアイラウンドやNAFTAと矛盾しない「農村直接支援プログラム」(PROCAMPO)を導入し、農業支持政策を従来の価格支持から直接支払いへの転換を図った。^(注12)

PROCAMPOの特徴は、特定品目の生産量ではなく、耕作している農産物の面積に応じて、単位面積当たり一定の基準額をかけて補助金額を生産者に直接に支払うものである。

補助対象は93年末まで土地登記のなされている農地で耕作していた農家に限られ、それ以後に新規に耕作を開始した農民は原則として補助支給の対象にはならない。また、常緑樹、サトウキビの耕作地はプログラムの実施対象から除外される。PROCAMPOには240万人の生産者が登録され、このうち自給用の作物を生産している農家は220万人である。^(注13)

実施期間は、当初トウモロコシの完全自由化の過渡期と同様に15年と定めていたが、15年経った2008年に、PROCAMPOの廃止に対して大規模農家や有力者たちが強い反対運動を展開、当時のカルデロン政権が農業競争力の向上と貧困削減を優先課題としていたこともあって、PROCAMPOの制度は継続された。12年12月に発足したペニャニエト政権でも、同様の理由でPROCAMPOは継続されている。

PROCAMPOが実施されて以降、財政の農業支出が削減または据置の状況においても、PROCAMPOの金額は大きく減ることなく、特に2000年代に入ってから増えてきた。農業予算に占める割合は、99年の11.9%、03年の16.3%、12年の20.6%へと変動しながらも拡大し、PROCAMPOはメキシコ農政のなかで最も重要な役割を担うようになった。

ちなみに06年末に就任したカルデロン政権は農業重視の姿勢を示し、07年の農業予算は前年比19.8%も増加した。また、灌漑等インフラ投資額も増えるようになった。

PROCAMPO以外に、穀物等主要農産物の生産の安定と拡大にかかわる支持措置もあるが、06年までで支出金額が最も大きいものは、「目標所得 (Ingreso Objetivo)」である。この「目標所得」はスペイン語そのままの意味であるが、中身は「不足払い (deficiency payments)」である。政府が設定した「目標所得価格」と国際価格（輸入価格）の差を大規模生産者に直接に補填する。1トン当たりの単価を基準に生産量に応じ^(注14)て支払うため、生産刺激的である。

政府が設定した価格は、安い輸入品が入ってきても大規模生産者の増産意欲が損なわれないようにその所得を保証する意味合いがあるため、「目標所得価格」と名付けている。CONASUPO時代の保証価格の名残である。しかしながら、06年半ばから穀物等の国際価格（輸入価格）が急騰し、今日まで「目標所得価格」を大幅に上回っており、この補填はほとんど発動されなくなった。

その代わりに、06年から「価格ヘッジ」プログラムが急速に拡大し、近年PROCAMPOに次ぐ2番目に大きい支持措置となった。特徴は、生産者だけではなく生産物の買い手にも同時に補填するものであり、国内生産物の利用を促進し、輸入依存率を20%以下に抑える狙いがある。栽培時に生産者と買い手に売買契約を結ばせ、同時にシカゴベースの先物価格で価格リスクをオプションによりヘッジさせ、生産者と買い手の双方に対してオプション料の50~100%を補填^(注15)するプログラムである。

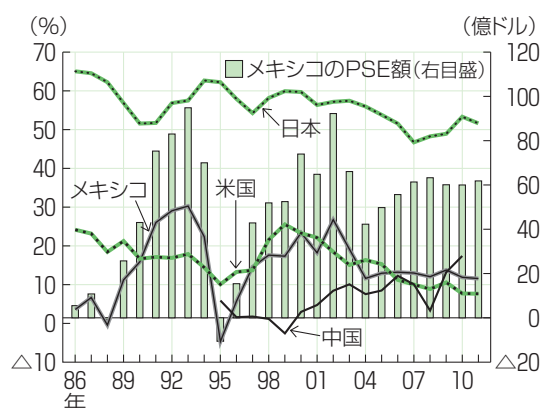
そのほか、飼料作物の輸送、保管、輸出等に対して補助を行う「穀物・油糧種子市場調整資金」、エネルギーや灌漑費用への補填などがある。

OECDの計算によると、メキシコの農業生産者支持評価額（PSE）は、NAFTA発効の94年に前年比26.1%減少し、金融危機の95年にさらに減少した。その後回復し、特に2000年代に入ってから、変動はあるが、増加傾向は維持されている（第4図）。農業保護率（% PSEとは、生産者支持評価額対農業総生産額）でみると、金融危機の95年にはマイナス5%に下がったが、その後上昇し、11年に12%と米国を上回り、農業生産者支持^(注16)のスタンスがうかがえる。

また、同様のOECDのデータによると、農業支持額の消費者負担は03年まで5~7割であったが、11年に17.4%に低下した。その代わり納税者負担は約8割となり、農業支持額の透明度が高まった。

（注12）Fox & Haight（2010）、OECD（2006）

第4図 農業保護率(%PSE)



資料 OECD(2012)から作成

(注) 1 PSE(生産者支持評価額)=農産物の関税・管理価格による内外価格差×生産量と補助金等財政支持額の計。

2 %PSE=生産者支持評価額対農業総生産

(注13) 田中 (2007, p48)

(注14) Fox & Haight (2010)

(注15) OECD (2012), Promar (2013)

(注16) Yunuze (2011)

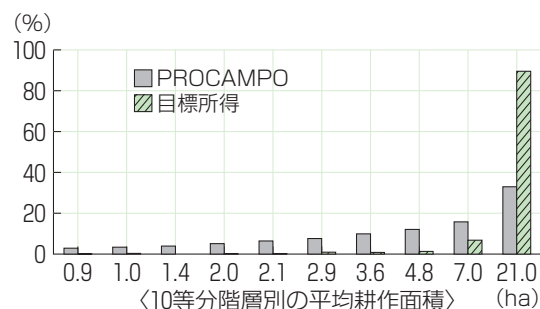
2 大規模農家の優遇と 零細農家の自助努力

(1) 支持政策の大規模農家への傾斜

しかし、農業支持の支出をみれば、補助が結果的に大規模農家に傾斜しているという大きな問題がある。前述のPROCAMPO以外の穀物・油糧種子市場調整資金、価格ヘッジ、目標所得、エネルギー補填等を含む投入資材と産出物にリンクする支持プログラムは、もともと大規模生産者を対象に設計したものとも言える。^(注17)

また、上記の最も重要な支持政策であるPROCAMPOは、零細農家をもターゲットにしているものの、面積に応じて支払うことになっているため、その補助金の大半は自然に大規模農家に傾斜することとなり、

第5図 メキシコの耕作面積階層別農家の受取補助金の比率(2006年)



資料 John Scott(2010)から作成

土地なし農民＝農業労働者はそもそも受益対象から外されている。

第5図のように、06年に、平均耕作規模最上位10%の農家は直接支払総額の33.0%と目標所得の89.6%を受け取っている。一方、平均耕作規模最下位10%の農家は、直接支払総額の2.9%と目標所得の0.1%しか受け取っていない。下位30%の農家でみても、直接支払総額の10.2%と目標所得の0.4%しか受け取っていない。^(注18) また、エネルギーと灌漑の補助金も、その約6割は耕作規模最上位10%の大規模農家に集中している。^(注19)

こうした手厚い支持政策は北部の大規模農場に傾斜したため、大規模農家はNAFTA発効後も収入減などの打撃を受けることなく、後述のようにトウモロコシやトマトなどの生産を拡大することができるようになった。これをもって、世銀、OECDは長年にわたり実施してきた農産物の価格支持政策から、生産者への直接支援というメキシコ農政の大幅な軌道修正が成功し、PROCAMPOによる農家への直接支援は有効だと評価した。一方、後述のように小農はより一層の貧困に追い込まれた。

このことは、一つの政策で、経済効率（大規模農家への傾斜）と社会公平（零細農家への傾斜）の二つの目的も同時に達成することが難しいことを示していると言えよう。

大規模農家に傾斜しているPROCAMPOに対して、メキシコ内外からの批判が強い。それに対処するため、メキシコ政府は修正を加えてきた。近年では、09年に5ha未満の天水農業を行う農家に対する支払額は、1ha当たり1,160ペソ（88ドル）から1,300ペソ（98ドル）に増額され、このカテゴリーに該当する受益者は全体の約67%に上った。同時に1農家当たり10万ペソ（約7,600ドル）^(注20)という補助金額の上限が設定された。また、メキシコ政府は、小農の貧困問題に対して、直接支払等農業生産支持措置とは別に、97年から貧困層の栄養改善、医療、子供の教育に対する直接的な支援（Opportunities等）を行うようになり、その効果が評価されて^(注21)いる。

(注17) Yunez (2011, p36)

(注18) Scott (2010)

(注19) Scott (2010, p66)

(注20) Promar (2012, p36)

(注21) 田中 (2007, p50)

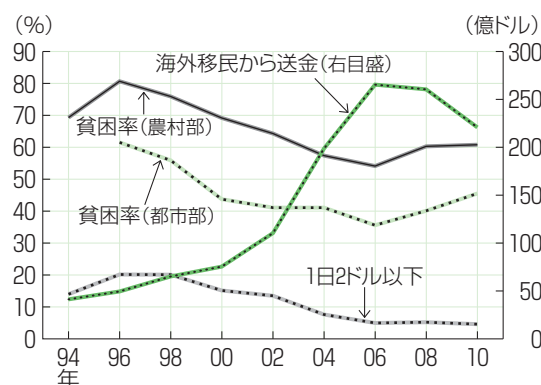
(2) 小農の自助努力としての労働力

移転

a 貧困の深刻化

そうした政策修正があったとしても、全体として大規模農家を優遇した結果、農村の貧困は激化した。第6図のように、NAFTA発効と95年の金融危機以降、貧困率（収入が必要な食料やサービスを受けるのに十分でない人口の比率を指す）が上昇し、96年に農

第6図 メキシコへの海外移民からの送金と貧困率の関係



資料 世界銀行から作成

(注) 貧困率はメキシコ政府による定義で、収入が必要な食料やサービスを受けるのに十分でない人口の比率を指す。

村部は80.7%，都市部は61.5%を記録した。その後10年では、農村部は60.8%，都市部は45.5%に下がってきた。世銀のデータでみると、1日2ドル以下の貧困者の全人口比率は94年の14%から96年の20.1%へと上昇した後、10年の4.5%へと低下した。

NAFTA発効後の貧困率の上昇は主として土地なし農民と小農に発生しているが、これは上述のように、もともと零細規模である上に支持措置が大規模農家に傾斜し、また外資の進出増等による農外雇用の機会が増えたものの、その数は限られ、しかも中高年の農民は工場労働者などに転換することが難しい状況がある。さらに、後述のように輸出が増加している野菜や果物の生産には資本や技術、市場情報アクセス能力等が必要となるが、大半の小農はこうした輸出機会を利用する条件を欠いている。いわば市場化改革のコストは小農に負わせ、農村の貧困を激化させたのである。13年2月に訪問したメキシコ大学院大学の著名な

農業経済学者Antonio Yunez-Naude教授がNAFTA発効に備えた政策の転換は、現実には「零細農家を切り捨てた」ことになったと指摘していた。

b 移民と送金による貧困の削減

深刻な貧困状況に追い込まれた小農たちは、生きる道として、米国への移民を余儀なくされた。もちろんメキシコ国内の都市部への出稼ぎ者もかなりいるが、95年の金融危機によって失業者が増加し、その後もメキシコ経済は高成長ではなかったため、都市部の雇用吸収力が高くなかった。

メキシコ人、特にメキシコ農民の米国への移民は、20世紀を通して常態化していたが、NAFTA以降不法移民を含んだ移民者数が急増した。メキシコ農村から米国への移民は、80～94年の間の92%増に対して、80～02年間に452%の増加となった。^(注22) 95～2000年の間に、米国にとってメキシコからの移民は、年間約227万人の流入超となっており、米国に住むメキシコ生まれの移民の数は、リーマンショック前の07年にはピークの1,250万人台に達した。^(注23) さらに、米国内の不法移民は11年時点で約1,110万人と推計され、そのうちの約6割がメキシコ出身とされる。^(注24) 13年2月にミチュアカン州サモラ(Zamora)にある先住民の村(Purepecha)で、米国で30年間働いて、定年になって村に戻ってきた夫婦に会ったが、その村のほとんどの家庭で、家族の1人以上がアメリカに移民していると聞いた。

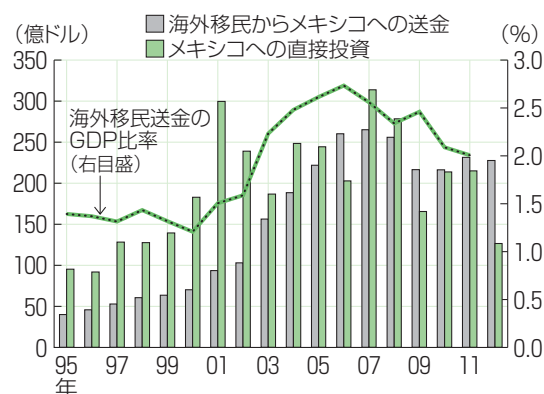
メキシコの人口の1割以上に当たる米国

への移民は、ほとんど経済活動人口であり、これはメキシコ経済活動総人口の約3割にも相当する。短期間にこうした大規模の労働力が越境移動したことは、空前な出来事と言えよう。労働力の自由な移動を認めていないNAFTAは、結果的にはこれまでのFTAのなかで最も大規模な労働力移動を促すものとなった。

移民の増加に伴い、移民者のメキシコへの送金額も年々増え、95年の40億ドルからリーマンショック前の07年にピークの265億ドルとなった。GDP比では95年の1.4%から06年の2.7%にも上った(第7図)。この送金額は、06年には初めてメキシコへの直接投資を上回り(09年から恒常的に上回り)、最大の外貨を稼ぐ手段となった。

また、第1表のように、所得別の家庭収入に占める移民送金の貢献度をみると、02年において最下位20%の農家の収入の19.5%を占め、移民の送金が主として農村の低所得層に流れていることを示している。前掲第6図のように移民の送金増加とともに貧

第7図 メキシコへの海外移民からの送金と直接投資およびGDP比率



資料 メキシコ銀行、世界銀行から作成

第1表 メキシコの移民送金の家庭収入への
貢献度(2002年)

(単位: %)

		国全体	都市部	農村部
所得階層	1(下位20%)	11.2	4.0	19.5
	2	2.5	0.8	6.8
	3	1.0	0.7	4.2
	4	0.9	0.4	1.7
	5(上位20%)	0.1	0.0	1.0
全体		1.2	0.5	3.5

資料 World Bank(2004), "Mexico Poverty in Mexico: An Assessment of Conditions, Trends and Government Strategy"

困率が低下してきたという傾向がみられ、いわばNAFTA発効と新自由主義経済への移行により押し出された小農の貧困を救う有効な手段が、米国への移民であったことを示している。もちろん、メキシコ政府が90年代末から行ってきた貧困対策も、2000年代以降、貧困率の低減に大きく貢献している。

(注22) Yunez (2011, p28)

(注23) 日経ビジネス12年5月24日「景気後退で米国ではメキシコ移民が流出超に」

(注24) 日本経済新聞13年1月28日付「不法移民 米が制度改革—市民権に道 中南米に配慮」

c 米国農業を支えるメキシコ人移民

米国への大量な移民がなかったとしたら、メキシコ、特に農村の貧困問題はさらに深刻になり、暴動が頻発し、治安はさらに悪化し、経済発展の足かせになっていたに違いない。

一方、ここまで大規模な米国への移民ができたのは、米国に強い低賃金労働者の需要があったからである。メキシコ人労働力は米国の農家などにとって安価で追い出しも自由で使い勝手のよい労働力となる。米

国の野菜や果物の生産や収穫、畜産の生産や屠畜・加工など労働集約的分野では、ほとんどメキシコ人が働いている。

実は、土地利用型の穀物分野においても、同様に多くのメキシコ人が働いていることは、米国労働省の国家農業労働力サーベイで明らかになっている。このサーベイは、89年から、穀物生産に携わる2,000人の労働者を対象にして実施しているものであり、この調査結果によると、07～09年の間、労働者の70%は外国人であるが、大半はメキシコ人であり、そのうち55%は不法移民である。^(注25)

サーベイを開始した89年には不法労働者は5人に1人の割合であったが、90年代半ばでは、5人に4人の割合に増えた。90年代半ばから2000年まで不法労働者は平均して約6割となっているが、ほとんどメキシコ人とされる。

米国は、穀物も野菜・果物も畜産物も強い競争力を持っているが、これらはこうした低賃金のメキシコ人労働力に支えられているのである。

(注25) Martin and Taylor (2013, pp13～16)

3 貿易・投資自由化による 農業の変化

(1) 農産物貿易自由化とトウモロコシ 増産

a 恒常的輸入超過と食生活水準の急上昇

農産物の全面的自由化を目指すNAFTAの発効後、メキシコの農産物貿易は確実に拡大した。同時に、輸入超過も常態化して

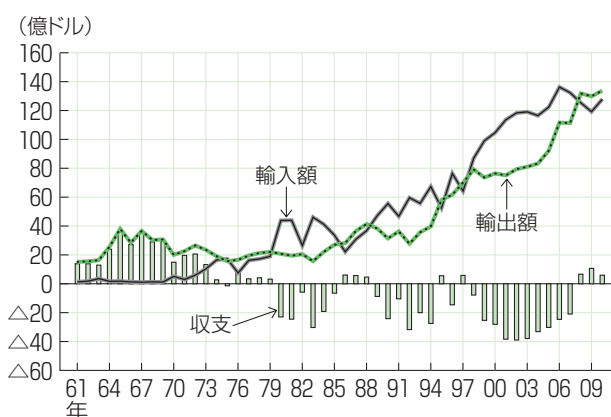
いる（第8図）。第2表のように、メキシコの農産物貿易はメキシコと米国の資源条件に従って拡大したと言える。

つまり、トマトやアボカド等メキシコの優位性のある労働集約的品目の輸出拡大、トウモロコシや食肉等土地利用型品目及びそれを飼料にした品目の輸入拡大である。輸入の急増により、穀物や食肉等の自給率が全面的に低下した（第9図）。ただし、この低下は国内供給が減ったためではなく、メキシコの食生活水準の急速な向上により、需要の増加が供給を上回ったためである。

第3表のように、1人当たりの食肉消費量は94～09年の間に45.2kgから63.8kgへと18.6kg増え、卵類も12.0kgから18.1kgに増加した。これは同期間、人口が2,134万人増えたなかで発生したものである。

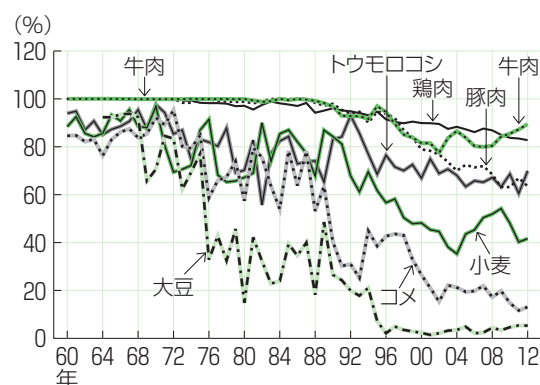
実は、NAFTA発効後も、メキシコの農業は、トマトやアボカドなど以外に、トウモロコシや鶏肉（第10図）、豚肉（第11図）、乳製品などの生産も拡大している（第4表）。ここでは、日本のコメ以上にセンシティブでかつ最大の生産物であるトウモロコシについて見てみる。

第8図 メキシコの農産物貿易収支



資料 第1図に同じ

第9図 メキシコの主要穀物と食肉の自給率



資料 USDA PSDから算出し作成

第2表 メキシコ農産物主要品目の輸出入状況

		(単位 百万ドル, %)						(単位 百万ドル, %)			
		94年	00	05	10			94	00	05	10
主要輸出品目の割合	輸出額	4,032	7,395	10,572	17,064	主要輸入品目の割合	輸入額	7,135	9,300	13,999	20,325
	果物・野菜	51.0	44.1	47.9	44.4		穀物類	15.3	16.3	13.4	16.1
	トマト	9.8	6.3	9.3	9.3		トウモロコシ	5.2	5.9	5.1	7.8
	アボカド	0.7	1.0	3.7	3.5		小麦	2.7	3.6	4.4	4.2
	ソフトドリンク	10.6	20.0	21.9	17.8		油糧種子	12.2	12.3	10.6	13.2
	ビール	5.8	11.9	14.2	11.0		大豆	9.0	8.4	6.8	7.8
	コーヒー・お茶	11.7	10.7	3.9	6.4		菜種	1.8	2.3	2.1	3.3
	穀物	3.1	4.5	5.3	8.2		食肉	13.9	17.9	17.7	16.6
	砂糖・蜂蜜	3.0	4.3	3.6	7.9		牛肉	4.0	7.6	6.2	4.2
	食肉	1.1	3.2	3.3	4.0		豚肉	0.8	1.8	2.7	3.4
	生きた牛	9.0	5.5	4.9	3.2		鶏肉	1.3	1.2	1.8	2.3

資料 第1図に同じ

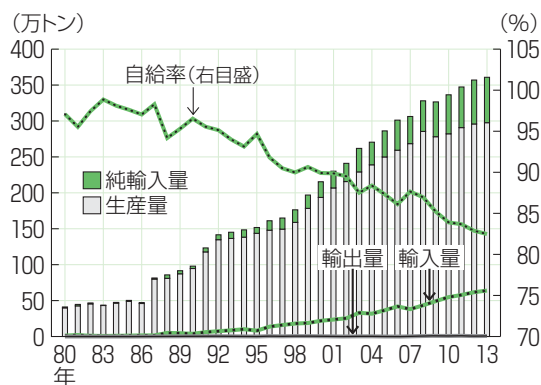
第3表 メキシコ1人当たり消費水準の変化

(単位 kg/人/年間)

	メキシコ		米国		中国		日本	
	94年	09	94年	09	94年	09	94年	09
穀類	177.1	161.6	116.2	108.2	168.8	151.4	125.0	114.7
果物	103.4	109.2	120.8	110.6	27.0	72.3	52.1	52.7
砂糖・他甘味料	49.6	51.7	67.3	64.2	6.3	6.6	31.5	27.8
植物油	11.2	10.3	24.7	28.0	6.4	8.9	13.8	15.2
野菜	42.9	57.1	128.9	122.9	141.7	321.5	114.7	101.6
卵類	12.0	18.1	13.7	14.1	11.2	18.5	20.0	19.1
魚介類	11.3	11.3	22.6	24.1	17.8	31.0	70.9	56.6
肉類	45.2	63.8	119.7	120.2	36.2	58.2	40.6	45.9
牛乳(バターを除く)	100.3	113.0	260.6	255.6	7.2	29.8	80.8	73.9

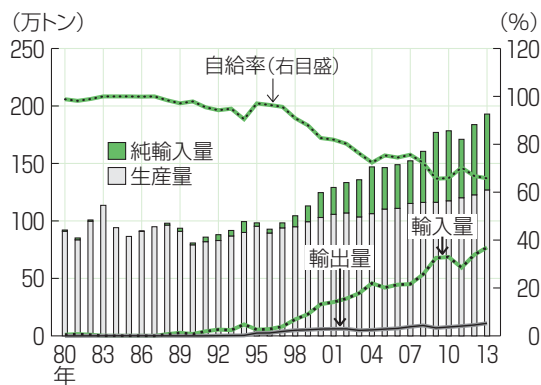
資料 第1図に同じ

第10図 メキシコの鶏肉の生産量と自給率



資料 第9図に同じ

第11図 メキシコの豚肉の生産量と自給率



資料 第9図に同じ

b 国民的シンボルのトウモロコシ増産

NAFTAは、トウモロコシ貿易の完全自由化に対して、08年までの15年間という最も長い猶予期間を設けた。ほかは即座か03

第4表 メキシコ主要農産物の生産量

(単位 千トン, %)

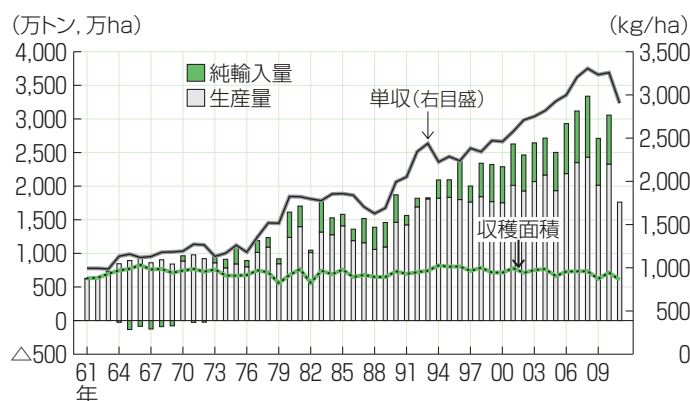
	94年	10	伸び率
アボカド	800	1,107	38.4
トウモロコシ	18,236	23,302	27.8
ソルガム	3,701	6,940	87.5
トマト	1,713	2,998	75.0
牛肉	1,365	1,745	27.8
鶏肉	1,126	2,681	138.1
生鮮牛乳	7,320	10,677	45.9
鶏卵	1,246	2,381	91.1
豚肉	873	1,175	34.6

資料 第1図に同じ

年までに自由化された。トウモロコシの保証価格は水準が引き下げられたが、「目標所得価格」などに変更して維持され、同時に08年まで関税割当制が実施された。割当枠は98年に281万トン、03～08年期間中、最大で326万トンとなり、割当枠を超えると98年に172%、03～08年期間中に98.8%の関税が設けられた。^(注27)

第12図のように、トウモロコシの純輸入量は94年の271万トンから10年の729万トンへと169%拡大し、また先述のように国内価格は大幅に低下した。にもかかわらず、トウモロコシの国内生産量も94年の1,824万トンから10年の2,330万トンへと27.8%増大した。そのうち、10年に国内で生産されたトウモロコシの91%は主食用のホワイト

第12図 メキシコのトウモロコシ生産と貿易



資料 第1図に同じ

トウモロコシであり、残りの9%は主として飼料原料となる黄色いトウモロコシである。^(注28)

メキシコのトウモロコシ増産の最大の要因は、灌漑施設を持ち商業的生産を行っている北部の大規模農家による増産である。2番目の要因は、零細農家のトウモロコシ生産も減らなかったことである。

第5表のように、93～08年の間にメキシコのトウモロコシ生産量は1,813万トンから2,441万トンへと629万トン増産した。同時期に、北部シナロア州のトウモロコシ生産量は、245万トンから537万トンへと292万トン増加した。シナロア州だけで、この期間中にメキシコで増産したトウモロコシの

46.5%も寄与した。その結果、全生産量に占めるシナロア州の割合は13.5%から22.0%に増加した。シナロア州の増産したトウモロコシのほとんどは灌漑によるものであった。

シナロア州のトウモロコシ増産は、上述した強い支持措置によるところが大きい。支持措置を少し具体的な例でみると、05年には目標所得という補助金の50%は主としてシナロア

州のトウモロコシ生産農家に支払われ、残りの部分は主として同じ北部にあるソノラ州の小麦農家、チワワ州の綿花農家とタマウリパス州のソルガム農家に支払われたが、これらはすべて商業的生産を行っている大規模農家である。また、PROCAMPO以外の投入資材と産出物にリンクする補助金の70%はトウモロコシ等基礎的農産物を生産する大規模農家に支払われ、この金額は2000～05年の間に年間4.3億～6億ドルに上っている。また、この補助金の約50%はトウモロコシ生産農家に、さらにそのうちの70%はシナロア州のトウモロコシ生産農家に支払われた。^(注29)

一方、零細農家も同様にトウモロコシの

第5表 メキシコ主要州のトウモロコシ生産

(単位 千トン, %)

	93年			08			伸び率		
	全国	シナロア	チアパス	全国	シナロア	チアパス	全国	シナロア	チアパス
合計	18,125	2,449	1,594	24,410	5,369	1,625	34.7	119.2	2.0
うち灌漑 (比率)	7,704 (42.5)	2,422 (98.9)	37.7 (2.4)	10,437 (42.8)	5,293 (98.6)	36.4 (2.2)	35.5 (-)	118.5 (-)	△3.3 (-)
州の比率	100.0	13.5	8.8	100.0	22.0	6.7	-	62.8	△24.3

出典 谷洋之(2010, p48)

生産を継続している。近年、メキシコでは250万の農家がトウモロコシを生産しているが、そのうち85%は5 ha以下の零細農家^(注30)である。零細農家が集中する南部のチアパス州はその代表である。第5表に示されているように、93～08年の間にチアパス州のトウモロコシ生産量の全国に占める割合は8.8%から6.7%へと減少したが、その生産量は1,594万トンから1,625万トンへと少し増加したのである。

メキシコの農村、特に人口密度の高い南部の農村では、ほかに仕事が見つからない人、国境を越えられない人が依然として多い。前述したように、これら零細農家はトマトなど他の商品作物へ転換する条件を基本的に持っていない。特に、90年代に財政支出の大幅カットにより社会サービスが有効に機能しなくなった時期に、農村ではトウモロコシが最低限の生存を守るための手段として、その役割が逆に重要となってきた^(注31)。つまり、自給のための生産は、価格の低下などとは関係なく継続されてきたのである。こうした零細農家の自給的生産は化学肥料等の投入も少ないため、そのトウモロコシの平均単収は1.9トン/ha（10年）と、北部の灌漑施設のある商業的生産農家の平均単収7.3トン/haに大きく水を開けられて^(注32)いる。

そのほか、メキシコにおいて、トウモロコシは主食だけではなく、90年代以降は飼料としての需要も急増し、またトウモロコシの価格は低下したものの、上述のように08年まで関税割当制という保護措置があっ

たため、小麦や大豆などに比べてその収益性が相対的に高かった。これらの要素もメキシコのトウモロコシ増産をもたらした要因と考えられる。

さらに05年以降、米国のトウモロコシ由来のバイオエタノールの生産が急速に拡大し、それによりトウモロコシの国際価格が大幅に上昇し、これもメキシコのトウモロコシ生産拡大の刺激要因にもなっている。

(注26) ほかに15年間の過渡期を設けたのはフリホール豆と粉ミルクである。Yunez (2011, p6)

(注27) Yunez Naude (2011, p8)

(注28) UNCTAD (2013, P84)

(注29) Yunez (2011, p36)

(注30) UNCTAD (2013, P84)

(注31) フィッティング (2012)

(注32) UNCTAD (2013, P85)

(2) 直接投資の増加とその利害

a 早急な直接投資促進による寡占化の進行

外資参入を妨げる障害の撤廃、内外企業の対等扱い、ISDS（投資家対国家の紛争解決）条約など、直接投資の促進はNAFTAの重要な目的となっている。NAFTA発効後、農地と絡む農業生産領域への直接投資はほとんどなく、その代わりに利益が相対的に高い流通や加工、畜産業等への米国系大手農産企業の投資が盛んである。また、これら米国系巨大資本の参入により、当該分野で寡占化状態が形成されつつあることが問題になっている。

例えば、穀物流通分野では、メジャーのカーギル社は、穀物の流通を独占していた国営食糧公社のCONASUPOの解体に伴い、それに代わる穀物流通調整者として大きな

役割を果たすようになった。メキシコで吸収合併したコンチネンタル社から引き継ぐなどしたカントリーエレベーターを複数所有するほか、メキシコ第2位のブロイラーインテグレーターで米国大手のピルグリム社、メキシコ製粉第2位のMINSAと連携している。^(注33)

同様に、穀物メジャーのADM社は12年までGRUMA社（MESECA GROUPの意）に23%出資し、共同でジョイントベンチャーも運営していた（12年にGRUMAに全株を売却）。GRUMA社はメキシコの最大手製粉会社MESECAを擁し、また世界最大のトルテイーヤ（トウモロコシ粉を原料にする主食）製造企業でもある。メキシコではトウモロコシ製粉はMESECA、カーギルと連携しているMINSAの大手2社に支配されている。^(注34)

また、種子や肥料・農薬などの市場でも米国企業による支配が進みつつある。たとえば、トウモロコシ種子ではハイブリッドが全体の30%を占めるようになり、そのうち^(注35)の約半数はMONSANTO社が占めている。

ブロイラー業界についても、メキシコに進出した米国ブロイラー大手のピルグリム社、タイソンフーズ社は、メキシコ最大手のBACHOCO社に次ぐ第2、3位のブロイラーインテグレーターとなっており、それぞれ28か所、7か所の処理施設を保有している。これら3社によりメキシコの養鶏産業はほぼ独占されている。^(注36)

養豚においても、米国養豚最大手のスミスフィールド社は、1972年に設立されたソノラ州の養豚組合であるALPROを前身と

するNORSON社を99年に買収し、メキシコ全土において生産拠点を拡大し、米国、メキシコ両国で養豚最大手の地位を確立している。同時に、対日輸出の最大企業にも成長している。^(注37)

このように、NAFTA発効後、メキシコの穀物流通・加工および近代的大規模畜産の相当部分は、米国系多国籍企業により支配されるようになった。これら米国系巨大資本はメキシコ大手企業と連携して、それぞれの分野で寡占的状态を形成している。こうした寡占状態をもたらした要因の一つは、急激な自由化を進めてきた結果、これらの分野において自国の近代的企業を育成する時間的余裕がなかったためである。

穀物流通・加工業界がその典型例である。CONASUPOが流通を独占した時代に民間企業の生存空間が限られたため、関係の民間企業が少なかったか弱かった。CONASUPOの解体と同時期に外資参入の規制も外されたため、米国系資本に対抗する自国企業を育成できなかった。こうして、CONASUPOの解体による流通加工の巨大な穴はカーギル社等によって埋められた。それはメキシコ経済にとっては付加価値の海外流出にとどまらず、自国の農業政策の遂行のうえでも様々な制約要因となる可能性がある。

(注33) Navarro (2007), IATP (2007), Ita (2007), UNCTAD (2013,P84-86)

(注34) ADM社リリース (2012/12/17) "ADM Sells Interests in Gruma and Related Investments", UNCTAD (2013,P84-86), IATP (2007), Navarro (2007), Ita (2007)

(注35) UNCTAD (2013, p124)

(注36) Zahniser (2007), 星野 (2008)

(注37) 渡辺ほか (2001), 星野 (2006)

b 寡占化による利害

米国系資本の参入は、メキシコのこれら分野の供給拡大、サービス水準の向上、流通効率と輸出競争力の向上などいわば農業構造の向上及び雇用の拡大などプラスの面があることは否定できない。しかし、米国系大手と少数のメキシコ資本による寡占状態が形成されると、市場価格が操作されやすいこと、伝統的手法による地場企業の育成が難しくなったこと等が指摘されている。

市場価格の操作については、07年の穀物価格高騰時に起こったいわゆるトルティーヤ危機がその一例である。この年、トウモロコシの国際価格は急上昇したが、メキシコ国内のトルティーヤ価格は政府が補助金を出したにもかかわらず、国際価格の上昇以上に暴騰した。これはトウモロコシの流通とトルティーヤの製造が少数の企業に支配されているため、これらの企業は利益を求めて価格の更なる上昇を狙って、抱えていた在庫を市場に出さなかった、また利益を求めて輸出したと指摘されている。^(注38)

地場企業の育成が難しくなったことについては、ISDS条項がその要因の一つとなる恐れがある。ISDS条項により投資した外国企業が投資先国政府から不当な差別を受けたと判断した場合、国際投資紛争解決センター（世銀の傘下にある）に投資先国政府を訴えることが可能だからである。

例をみよう。高果糖コーンシロップ(HFCS)を製造する穀物メジャーADM社は、04年にメキシコ政府による砂糖以外の甘味料を含むソフトドリンク及びコーンシロップの取

引に対する課税措置に対して、サトウキビによる国内砂糖事業者への優遇措置として内国民待遇違反の申立てを行った。仲裁廷は、メキシコのサトウキビによる砂糖産業を保護する意図があるとして、07年に内国民待遇違反を認定し、メキシコ政府に3,351万ドルプラス利子の賠償を命じ、メキシコ政府はそれを支払った。同様のことでカーギル社も05年に申し立てを行い、09年に7,700万ドルプラス利子の賠償が命じられ、12年11月現在それは総額9,460万ドルとなっているが、まだ未解決である。^(注39)

このように、ISDS協定国の投資家から訴えられることにより、伝統的手法による自国産業の育成・保護が難しくなる側面に注目する必要がある。

(注38) Ita (2007), Navarro (2007)

(注39) 外務省 (2010)「投資仲裁の事例」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp02_06.pdf,

Reuters, 2012/2/12, "Cargill settles NAFTA dispute with Mexico")

むすび

これまで考察してきたように、農産物貿易と農業投資の全面的自由化に向けてメキシコ農政は一連の大胆な改革を実施してきた。その結果、メキシコ農業はその比較優位に沿って穀物等土地利用型農産物の輸入が急増した代わりに、トマトやアボカドなど労働集約的農産物の輸出も大幅に増加した。同時に、主食のトウモロコシの生産量も増えた。農業生産分野は全体とすれば維持されたといえることができるが、これは大

規模農家に支持措置が集中し、競争力が強化されたためである。一方、実質的に切り捨てられた大量の零細農家は不法を含め米国への移民に流出した。その数は人口の約10%、経済活動人口の約30%にも匹敵する規模であった。小農たちは自助努力で農業自由化に対処した形になるが、同時に、NAFTAは貿易、投資の自由化だけではなく、労働力の越境移動をも実現させた最初のFTAとなったという皮肉な分析も可能である。

こうした結果から、TPPとも関連するポイントとして、以下の4点を指摘しておきたい。

第一に、少数の大土地所有者と多数の零細農民という歴然とした二重構造の下で、一つの政策によって経済効率（農産物供給量の拡大と価格の低下）と社会的平等の実現（小農の維持と所得向上）の二つの目的を同時に追求することの困難さである。メキシコの場合、価格支持から直接支払いへ大きく転換した農業支持政策が、結果的に大規模農家に圧倒的に傾斜したことは、メキシコの農産物輸出及び国内供給の増加をもたらす主因となったのである。

日本の状況と関連して言えば、メキシコと同じように市場開放下で主食のコメ及びその他農産物の生産を維持、拡大しようと思えば、商業的生産を行う農家の大規模化を図ったとしてもなお強い支持措置が必要であると言えよう。

第二に、困窮した零細農民を主とする膨大な米国への移民（不法が大半）の発生は、

メキシコ政府の小農対策が全く不十分であったことを示すと同時に、不法移民という選択肢がなければ小農の貧困激化による社会情勢の悪化という問題が発生したことを示唆している。NAFTA加盟でメキシコの農業や社会が本来、直面したであろう問題のかなりの部分は不法移民という政策外の手段で緩和されたことは認識すべきであり、同じような自由化に直面した他の国にそのような政策外手段があるとは限らないのである。

第三に、零細農民が農業を離れ村を離れたとしても、メキシコの都市部及び米国での不安定な地位をカバーするのは自らが所有する農地のみであるため、農民は安易に農地を手放さず、農地の集約には時間がかかるということである。

第四に、農地と絡む農業生産分野ではなく、農産物の流通・加工および近代的大規模畜産分野に米国系多国籍農産企業が大量に投資していることは、前者（農業生産分野）は相対的にリスクが高く、後者は相対的に利益が高いことを示唆している。また、投資したこれらの分野に強い自国企業が多く存在しない場合、外国企業による寡占的状态が形成されやすいことである。

<参考資料>

- ・ Fox, Jonathan & Haight, Libby (2010) "Mexico agricultural policy", *Subsidizing Inequality: Mexican Corn Policy Since NAFTA*, pp9-50
- ・ IATP (2007) "A Fair Farm Bill and Immigration", The Institute for Agriculture and Trade Policy promotes. http://www.iatp.org/files/258_2_99390.pdf
- ・ Ita, Ana de (2007) "Fourteen years of NAFTA

- and the tortilla crisis",
<http://www.bilaterals.org/IMG/pdf/fightingFTA-en-Hi-2-h-fourteen-years-nafta-tortilla-crisis.pdf>
- ・ Laura Randall (2006) *Changing Structure of Mexico*, M.E.Shape
 - ・ Martin, Philip and Taylor, J. Edward (2013) "Ripe with Change: Evolving Farm Labor Markets In the United States, Mexico, and Central America", Migration Policy Institute.
 - ・ Navarro, Luis Hernandez (2007) "The New Tortilla War"
[http://dspace.cigilibrary.org/jspui/bitstream/123456789/26377/1/The% 20New% 0Tortilla% 20War.pdf?1](http://dspace.cigilibrary.org/jspui/bitstream/123456789/26377/1/The%20New%20Tortilla%20War.pdf?1)
 - ・ OECD (2006) "Agricultural and Fisheries Policies in Mexico"
 - ・ OECD (2012), *Agricultural Policy Monitoring and Evaluation 2012 OECD Countries*
 - ・ Scott, John (2010) "The Incidence of Agricultural Subsidies in Mexico," Mexican Rural Development Research Report, No. 2, Woodrow Wilson 9+ International Center for Scholars, Mexico Institute.
[http://www.wilsoncenter.org/sites/default/files/Monograf% C3% ADa_Scott.pdf](http://www.wilsoncenter.org/sites/default/files/Monograf%20C3%ADa_Scott.pdf)
 - ・ UNCTAD (2013) *Mexico's Agriculture Development: Perspectives and Outlook*, United Nations
 - ・ Word Bank (2004) "Poverty in Mexico: An Assessment of Conditions, Trends and Government Strategy"
 - ・ Yunez-Naude (2002), Antonio "Lessons from NAFTA: The Case of Mexico's Agricultural Sector"
 - ・ Yunez-Naude, Antonio (2003) "The Dismantling of CONASUPO, a Mexican State Trader in Agriculture", *World Economy* 26, No.1
 - ・ Yunez-Naude, Antonio (2011) "The Effects of Agricultural Domestic and Trade Liberalization on Food Security: Lessons from Mexico", Paper presented at the Asia-Pacific Policy Reform on Regional Trade Agreements and Food Security FAO and Ministry of Agriculture, China, 25-26 October 2011, Beijing.
 - ・ Zahniser, Steven (2007) "NAFTA at 13 Implementation Nears Completion." ERS/ USDA.
 - ・ 石井章 (1983) 「メキシコの農地改革と農業構造——エヒードとネオ・ラティフンディオを中心に」 石井章編『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』アジア経済研究所
 - ・ 石井章 (2002) 「新自由主義のもとでの土地制度の改革とエヒードの変容」『高知論叢』(高知大学経済学会) 第74号
 - ・ 石井章 (2003a) 「メキシコ 農地改革と農業政策の歴史的展開」『中部大学国際関係学部紀要』No.30
 - ・ 石井章 (2003b) 「メキシコのエヒードの制度と実態」『中部大学国際関係学部紀要』No.31
 - ・ 石井章 (2004) 「メキシコ 農業の二重構造と地域差」『中部大学国際関係学部紀要』No.33
 - ・ 内多允 (2004) 「メキシコの農業とNAFTA」名古屋文理大学紀要第4号
 - ・ エリザベス・フィッティング (Elizabeth Fitting) (2012) 『壊国の契約 NAFTA下メキシコの苦悩と抵抗』, 里見実 (訳), 農山漁村文化協会
 - ・ 鈴木康久 (2003) 『メキシコ現代史』明石書店
 - ・ ジョセフ・E・スティグリッツ (2012) 『世界の99%を貧困にする経済』徳間書店
 - ・ 田中高 (2004) 「NAFTA10年によるメキシコ農業の構造変化について」農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書 (平成16年度)』
 - ・ 田中高 (2007) 「メキシコの農業政策 (カルデロン政権の方針)」農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書 (平成19年度)』
 - ・ 谷洋之 (2010) 「メキシコにおけるトウモロコシ生産・流通・消費の動向」, 清水達也編『食料危機と途上国におけるトウモロコシの需要と供給』, アジア経済研究所
 - ・ Promar Consulting (2012) 「メキシコの農業政策の現状と展望」農林水産省『主要国の農業情報調査分析報告書 (H24年度)』
 - ・ 星野妙子 (2006) 「豚肉産業—日本とメキシコの比較—」『ラテンアメリカの一次産品輸出産業—資料集—』調査研究報告書, アジア経済研究所
 - ・ 星野妙子 (2008) 「メキシコの養鶏インテグレーション」星野妙子編『ラテンアメリカの養鶏インテグレーション』調査研究報告書, アジア経済研究所
 - ・ 松下列 (2010) 『現代メキシコの国家と政治』お茶の水書房
 - ・ 湯川攝子 (2002) 「メキシコにおける新自由主義的政策改革と農村貧困層」ラテンアメリカ論集 (36)
 - ・ 渡辺裕一郎・樋口英俊 (2001) 「メキシコの豚肉産業の概要」alic海外駐在員レポート

(ルアン ウエイ)